議案第１５号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を決定し、和解するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により議会の議決を求める。

１　和解の相手方

佐倉市

個人

２　損害賠償の額及び和解の内容

（１）市は、相手方に対し、損害賠償金として１，０６８，８６９円を支払う。

（２）本和解条項に定めるもののほか、本件に関し市と相手方との間には、債権債務の関係が一切存在しないことを確認する。

３　経緯

令和８年９月７日午前１０時頃、市が管理するいやしの里山・清水台内の立木が倒れ、近隣の駐車場に駐車していた相手方車両に当たり、リアガラス、ボディ等を破損した。

令和８年１１月２４日提出

佐倉市長　　西　田　三十五